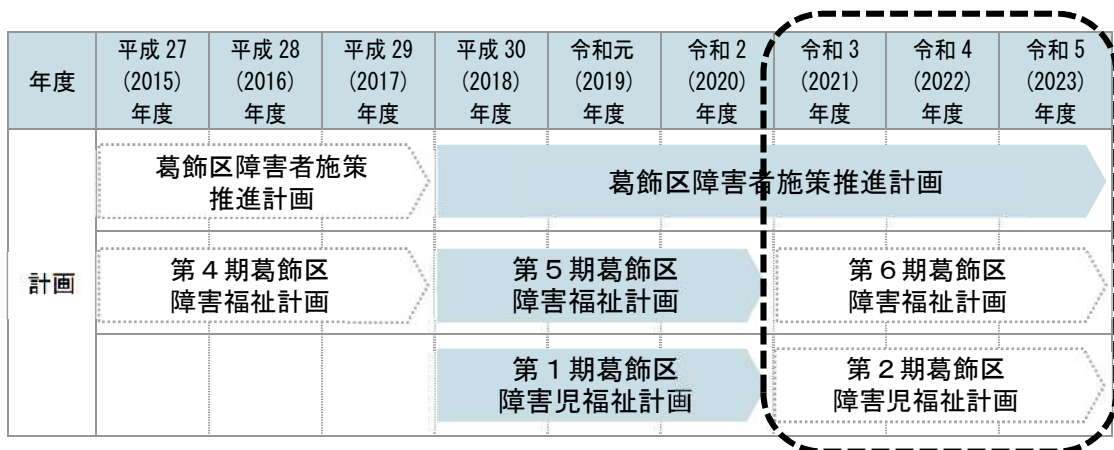


障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定等について

1 計画の期間

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、令和2年度までの計画であるため、国の基本指針に基づき令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定します。

障害者施策推進計画については、令和5年度までの計画であるため、社会情勢の変化等に伴い必要なものについてのみ見直しを行います。



2 計画策定スケジュール（予定）

| | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 令和2年8月6日 | 第1回施策推進協議会 |
| 令和2年10月12日 | 第2回施策推進協議会（計画素案作成） |
| 令和2年12月上旬頃 | 保健福祉委員会への報告（計画素案及びパブリックコメントの実施について） |
| 令和2年12月上旬 ～令和3年1月上旬 | パブリックコメント実施期間 |
| 令和3年2月1日 | 第3回施策推進協議会（計画案作成） |
| 令和3年2月中旬頃 | 保健福祉委員会への報告（パブリックコメントの実施結果及び計画案について） |
| 令和3年3月 | 計画の策定 |

3 国の基本指針について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して区市町村・都道府県が策定します。基本指針の中で、区市町村において成果目標を設定する項目が示されたものに対して、区の状況を踏まえ令和5年度末までの成果目標を設定します。

4 国の基本指針（令和5年度までの成果目標）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

（2）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

イ 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

ウ 令和5年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

ア 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

イ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

ウ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

（5）障害児支援の提供体制の整備等

ア 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

イ 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

ウ 令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

エ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

オ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（6）相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。